

ITとプライバシー



2019年12月16日

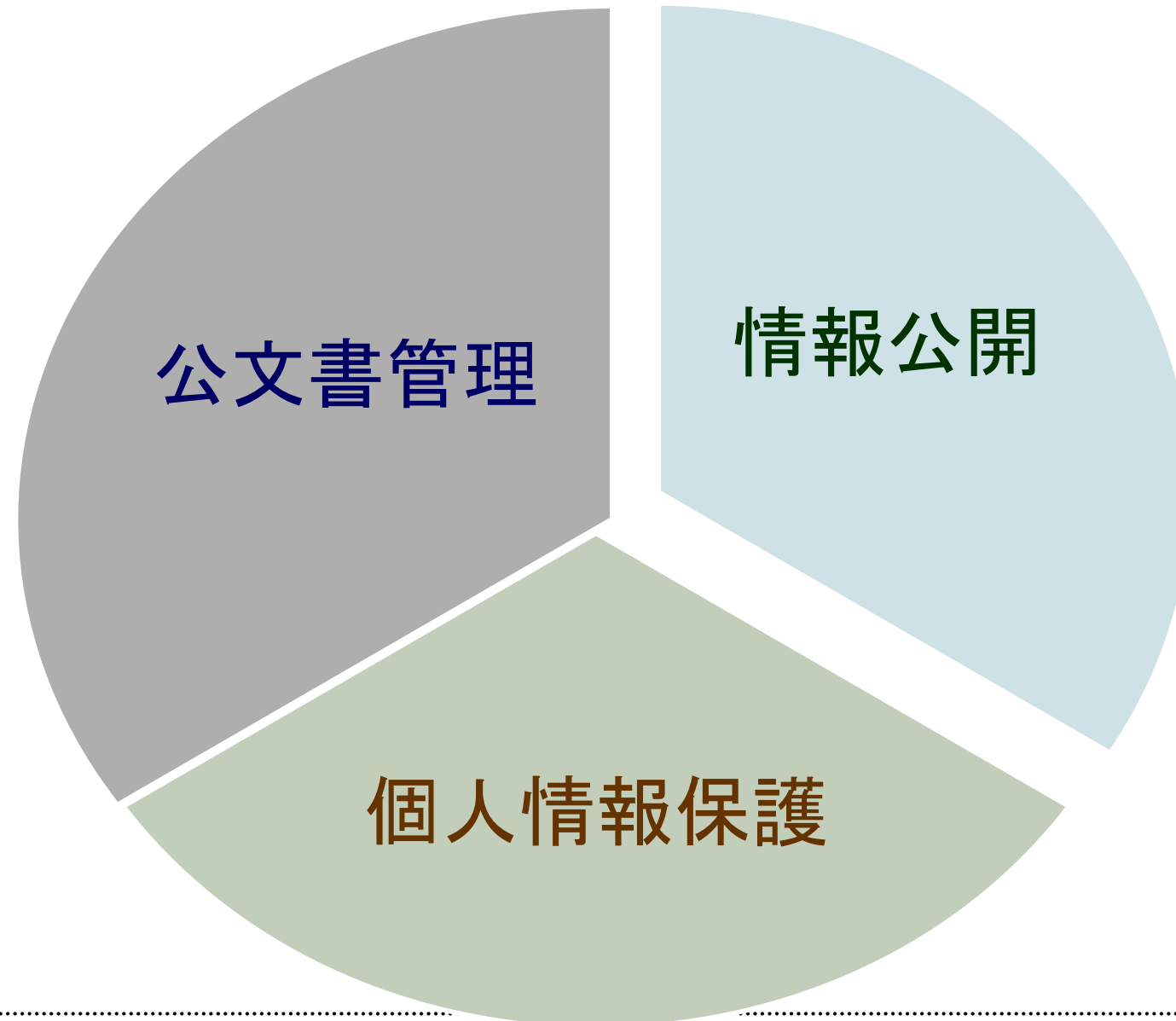
弁護士・ニューヨーク州弁護士 二関辰郎

本日取り上げること

1. 日弁連 情報問題対策委員会の紹介（少々）
2. プライバシーとは
3. 現代のプライバシー問題
4. 個人情報保護をめぐる法制度
5. 顔認証に関する法制度



情報問題対策委員会 取り扱っているテーマ



情報問題対策委員会

人権大会での取り組み(一部)

2017年(滋賀)

情報は誰のもの？

～監視社会と情報公開を考える～

2010年(盛岡)

デジタル社会における便利さとプライバシー

～税・社会保障共通番号制、ライフログ、電子マネー

2002年(郡山)

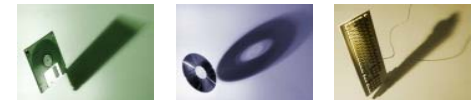
プライバシーがなくなる日

—国民共通番号制とネットワーク社会



プライバシーの意義——2017年 大会宣言から

- スノーデン氏:「個人には自分の信じるところを決定して表現するまでに他人の偏見や決めつけを逃れて、自分自身のために考える自由が必要です。プライバシーは個人の権利の源なのです。」
- プライバシー権は、単に「一人にしてもらう権利」にとどまらず、公権力が侵すべきでない個人の私的領域を守り、個人の主体的な自己実現を可能とするための「個人の権利の源」となる重要な人権
- 表現の自由は、内心における自由な自己決定に基づいて行使されるべき権利 私的領域における個人の主体的な自己実現があってこそ初めて自由な表現行為に到達できる。このため、プライバシー権は、表現の自由に直結する重要な人権であり、プライバシー権は、私的領域の確保にとどまらない、立憲民主主義の維持発展にとっても不可欠な、国家や社会に対する批判的精神をも備える個人の自律性を醸成するための権利



プライバシーとは 伝統的意味でのプライバシー

◆ 1964年9月28日東京地裁判決

私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利
プライバシー侵害に対し法的救済が与えられる場合：

公開された内容が

(イ) 私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれのあることから

(ロ) 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないことから

(ハ) 一般の人々に未だ知られていないことから



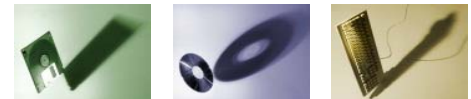
プライバシーとは 現代的意味でのプライバシー

▶ 自己情報コントロール権

外延情報？

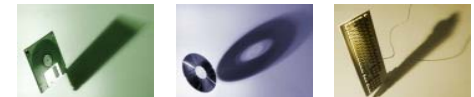


属性情報
の重要性



プライバシー

| | 伝統的 | 現代的 |
|---------|---------------|------------------|
| 権利の性質 | 自由権 受動的 | 請求権 積極的 |
| 問題となる行為 | 取得・公表 | 取得・利用・提供 |
| 対立利益 | 表現の自由 知る権利 | + 国家安全保障 経済活動 |



個人情報とプライバシー

〔個人情報〕

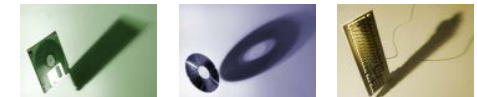
氏名・生年月日など、ある特定の個人を識別することができる情報のすべて

| | プライバシー | 個人情報 |
|----------|---------|------------------------|
| 公表情報 | 含まない | 含む |
| 公人情報 | 限定される | 含む |
| 一定の性質の事柄 | 限定される | (限定されない) |
| 違反時の効果 | 差止・損害賠償 | 停止請求・個人情報保護委員会による監督・罰則 |

個人情報の方が広い概念 →ただし、プライバシーの接近傾向



| 背景 | 技術の進展 |
|----|------------|
| 主体 | 国家機関と民間 |
| 行為 | 取得→利用提供→提供 |
| 客体 | 個人情報と識別子 |

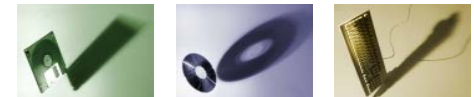


AIと人権・プライバシー

AIの予測はセグメント(共通の属性を持った集団)前提

アルゴリズムのブラックボックス化

- リクナビ問題
- 信用スコア など



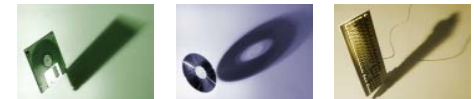
プライバシーをめぐる国際的な法制度

世界人権宣言 12条

- ▶ 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

自由権規約 17条

- 1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。



欧州連合基本権憲章 (CHARTER OF FUNDAMENTAL RIGHTS OF THE EUROPEAN UNION (2012/C 326/02))

第7条

私的及び家庭的生活の尊重

- 何人も自らの私的及び家庭的な生活、住居及びコミュニケーションについて尊重される権利を有する。

第8条

個人データの保護

- 1. 何人も自らに関する個人データの保護の権利を有する。
- 2. 個人データは特定された目的のために公正に処理され、かつ関係する個人の同意または法定するその他の正当な根拠に基づき処理されなければならない。何人も自らに関する収集されたデータへのアクセスの権利を有し、訂正してもらう権利を有する。
- 3. これらのルールへの遵守は、独立した機関による監督に服する。



個人情報保護をめぐる法制度

欧州 GDPR 一般データ保護規則

General Data Protection Regulation

2016年4月 制定

2018年5月 施行

EU加盟国に同一の直接効力

データ・ミニマイゼーション（最小限化）の原則

忘れられる権利、データポータビリティ

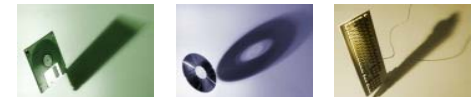
プロファイリング規制

独立した監督機関

データ保護By Design

高額の課徴金

などの特徴



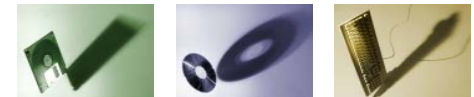
個人情報保護をめぐる法制度

米国

| | | |
|----|------|--|
| 連邦 | 公的部門 | プライバシー法 |
| | 民間部門 | 包括的な法律はない セクトラル方式 子どものオンラインプライバシー保護法 ビデオレンタル規制 など |

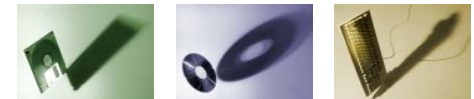
但しFTC法

| | | |
|----|----------|------------|
| 州法 | カリフォルニア州 | 2020.1.1施行 |
|----|----------|------------|



EU捜査機関データ保護指令

- ▶ 2016年4月、GDPRとともに、EU議会は、主に捜査機関による個人データの取扱いに関するルールを定めた捜査機関データ保護指令（正式名称：「犯罪の予防、捜査、取り調べ若しくは起訴、又は刑罰の執行を目的として、所轄官庁により実施される個人データの処理に関する自然人の保護、並びに当該データの自由な移転に関するEU指令」）を可決し、5月に施行
- ▶ 全文の仮訳は公益社団法人自由人権協会のウェブサイトで見られる。 <http://jclu.org/>



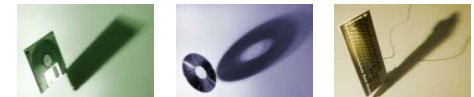
EU捜査機関データ保護指令

- ▶ GDPRが民間企業や政府機関による個人データの取扱いに関するルールを定めたものである一方、本指令は、主に捜査機関による個人データの取り扱いに関するルールを定めたもの
- ▶ (たとえば) 25条では、自動処理システムにおける個人データの収集、変更その他の利用について、処理操作の理由及び日時等が確定できるように、可能な限り個人データの参照者や個人データの受領者を特定できるようにログを残すことを要請。監督機関から要請があった場合には、このログを開示しなければならない。



個人情報保護法制 日本

| | |
|------------|----------------------------------|
| 1988 | 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律 |
| 2003 | 個人情報保護法成立 |
| 2005 | 個人情報保護法全面施行 |
| 2017 | 個人情報保護法改正法全面施行 |
| 2019.11.29 | 個人情報保護委員会 3年ごと見直し制度大綱公表 |



GDPR 十分性認定問題

- ▶ パーソナルデータのEU域外への移転の制限（44条）
- ▶ 十分性認定に基づく移転（45条）
- ▶ 1. 第三国...が十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国...への個人データの移転を行うことができる。その移転は、いかなる個別の許可も要しない。
- ▶ 2019年1月23日 日本を十分性認定



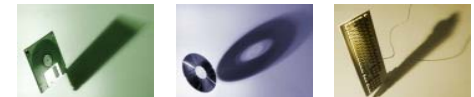
GDPR 十分性認定問題

▶ 2019年1月23日

COMMISSION IMPLEMENTING DECISION (EU) 2019/419
of 23 January 2019

前文(171)項

欧州委員会は、別紙2に含まれる公式の表明、保証及び言質とともに別紙1に含まれる補完的ルールによって補足された個人情報保護法により、EUから移転するパーソナルデータは、[GDPR]による保証と実質的に同等レベルの保護を確保しているものとする。

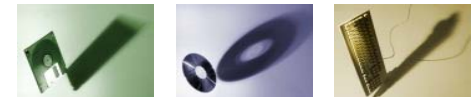


GDPR 十分性認定問題

- ▶ 別紙 2
- ▶ 2018年9月14日付文書
- ▶ 「法執行及び国家安全保障目的の日本の公的機関による個人情報の収集及び使用」
法務省、内閣官房、警察庁、個人情報保護委員会、総務省、公安調査庁、防衛省

個人情報保護委員会のウェブサイト（以下に掲載）

個人情報保護委員会 > 国際関係 > 各国機関との連携 > 日EU間のデータ越境移転について

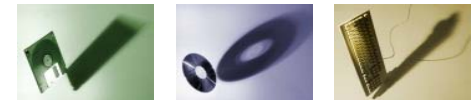


十分性認定問題 2年以内に審査

▶ 欧州委員会は、適切な保護のレベルがもはや確保されていないと認めた場合、日本の対応する機関に伝えるものとする。必要な場合、特に次の状況が認められる場合、欧州委員会は、本決定を停止、修正または廃止し、あるいは適用範囲を制限する：

(a) 本決定に基づいてEUから個人データを受領した日本の民間事業者が、別紙1に含まれる補足ルールを遵守していない場合、あるいは、この点に関する監督や法執行が十分でない場合；

(b) 日本の公的機関が、本決定により移転されたパーソナルデータを、刑事司法又は国家安全保障目的で収集及びアクセスすることについての条件及び制限を含め、別紙2に含まれる表明、保証及び言質を遵守していない場合



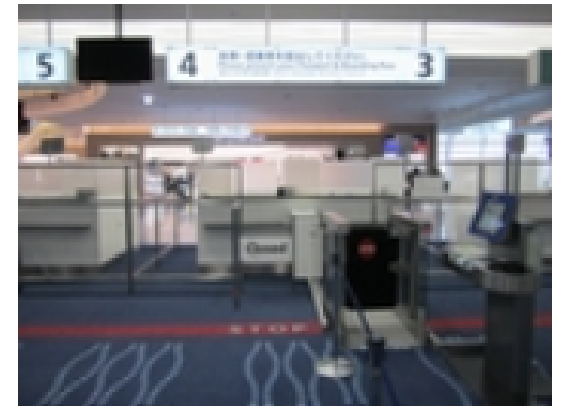
顔認証

▶ 何が問題か

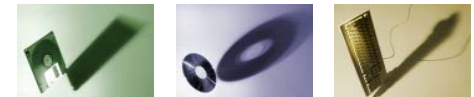
日弁連 2016年9月15日付意見書

4. 出国審査

パスポートをご用意の上、お早めに出国手続をお済ませください。日本人の方は顔認証ゲートのご利用をおすすめします。出国証印は押印されませんので、必要な方はゲート通過後に係員にお申し出ください。再入国許可で再入国予定の外国人の方については、出国カードも必要となります。（パスポートのビニールカバーは取り外してご提示ください。）

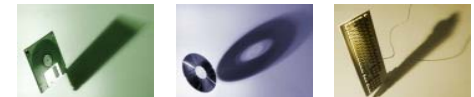


羽田空港ウェブサイトより



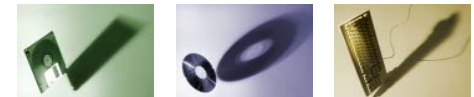
日本

- ▶ 第2条 この法律において「**個人情報**」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ▶ 1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録...で作られる記録をいう...）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項...により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ▶ 2 **個人識別符号**が含まれるもの



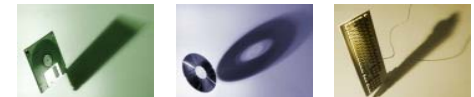
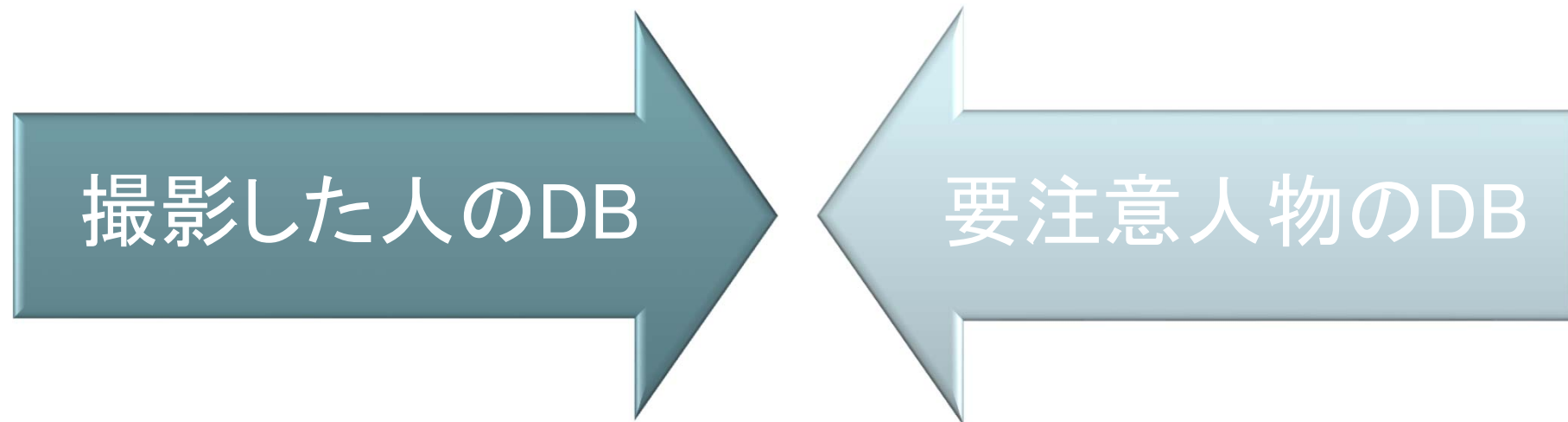
個人識別符号

- ▶ この法律において「**個人識別符号**」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- ▶ 1 特定の個人の**身体の一部の特徴**を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- ▶ (法2条2項)



個人情報保護ガイドラインQ&A

- A 6 - 9 - 2 防犯目的のために登録された顔認証データ等が保有個人データである場合、法令に基づき開示請求等に適切に対応する必要があります。すなわち、開示請求がなされた場合には、保有個人データの開示義務の例外事由に該当しない限り、開示請求に適切に対応する必要があります。また、訂正等請求や利用停止等の請求が行われた際にも、法令に基づき適切に対応する必要があります。（平成30年12月追加）



第4条（定義）

(14)「生体データ」とは、自然人の身体的、生理的又は行動的な特性に関連する特別な技術的取扱いから得られる個人データであって、顔画像や指紋データのように、当該自然人を一意に識別できるようにするもの、又は、その識別を確認するものを意味する。

第9条（特別な種類の個人データの取扱い）

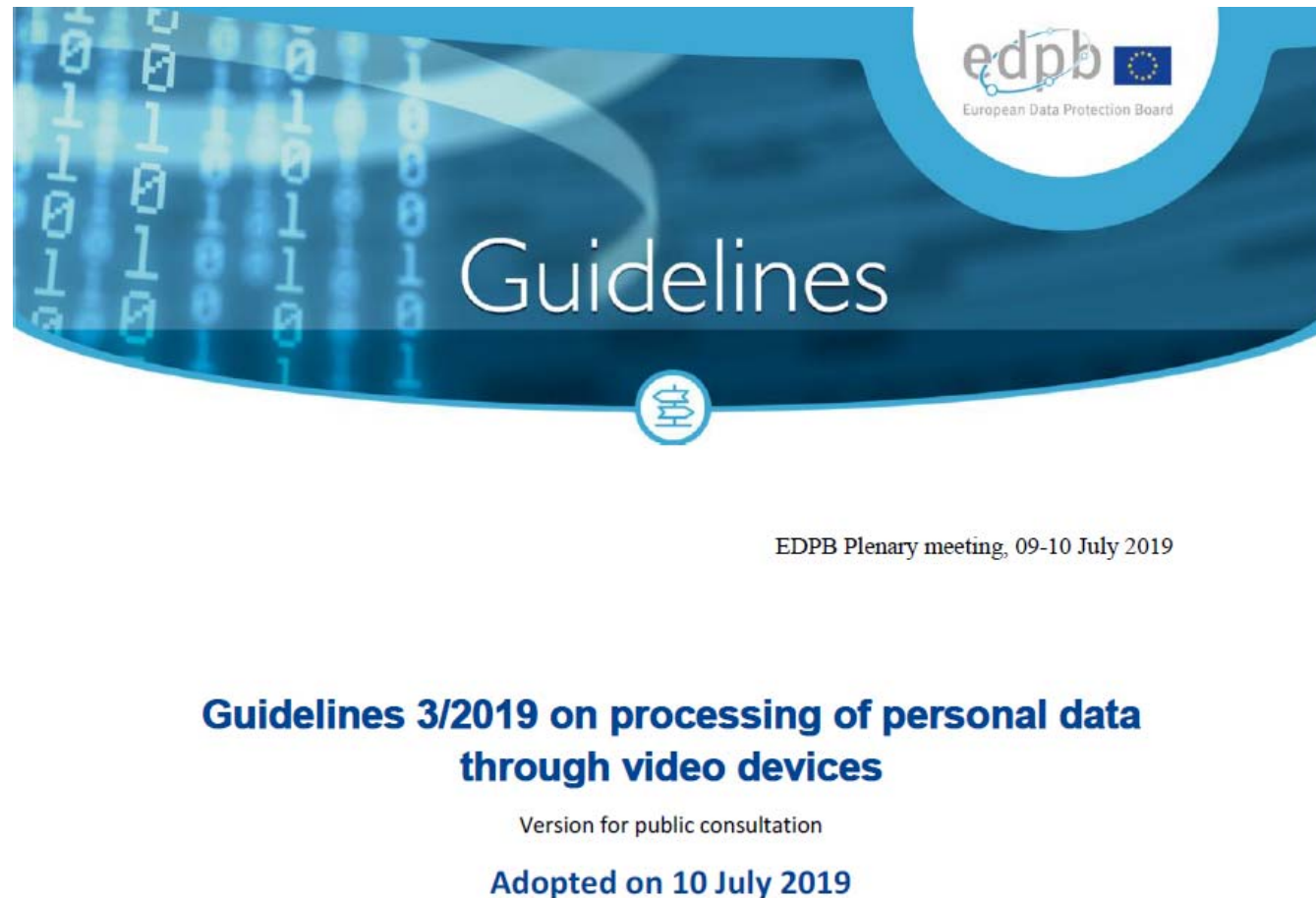
1. 人種的若しくは民族的な出自、政治的な意見、宗教上若しくは思想上の信条、又は、労働組合への加入を明らかにする個人データの取扱い、並びに、遺伝子データ、自然人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ、又は、自然人の性生活若しくは性的指向に関するデータの取扱いは、禁止される。

2. (例外規定)



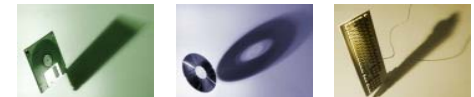
EDPBガイドライン

ビデオ機器を用いたパーソナルデータの処理に関するガイドライン(2019.7.10採択)



- 顔認証を使わない代替案の確保
- カメラに撮影される者のあらかじめの明示的同意
- プライバシー・フレンドリーな技術の導入

など



米国 一顔認証の法規制

州レベル

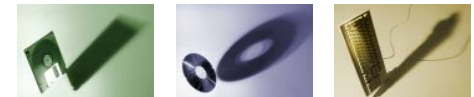
イリノイ州

生体認証情報プライバシー法

Biometric Information Privacy Act

市レベル

サンフランシスコ市



日弁連の意見

2016年9月15日付「顔認証システムに対する法的規制に関する意見書」

- 警察が犯行現場付近における不特定多数の人の顔画像データを収集し、あらかじめ生成している顔認証データベースとの一致を検索して被疑者等の同一性を照合する制度について、市民のプライバシー権等の侵害を極力少なくするために、国は、以下の各項の内容を盛り込んだ法律を制定べき
- 利用条件の限定（令状、重大な組織犯罪、登録期間経過後に直ちに削除）
- 個人情報保護委員会による監督
- 基本情報の公表（仕組みや検索の精度について定期的に公表）
- 被疑者・被告人等によるアクセス権

